

# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 29 年 9 月 12 日

日本司法支援センター 理事長 宮 崎 誠

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 弁護士賠償責任保険契約一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 期 間 及 び 場 所 仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：瀧澤）  
電話 050-3381-1573

## 4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成 29 年 10 月 10 日（火）17 時 00 分まで  
上記 3 の場所及び当センターホームページ上  
上記 2 の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

## 6 入札の日時及び場所

日時 平成 29 年 10 月 17 日（火）11 時 00 分  
場所 上記 3 の場所

## 7 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

## 8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

詳細は、入札説明書による。

## 弁護士賠償責任保険契約一式

期 日	業 務 内 容	備 考
9月12日 火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部事務所南側入口掲示板に掲示  入札説明会は実施しない	
9月26日 火 17:00	質問書提出期限	
10月3日 火 17:00	質問書回答期限	
10月10日 火 17:00	履行確約書等提出期限	
10月16日 月 17:00	入札参加可否通知書送付期限	
10月17日 火 11:00	入札書締切・開札・落札者決定	本部第2会議室

# 入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、仕様書、別添契約書（案）及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 弁護士賠償責任保険契約一式
- 2 仕様書 別添仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成 29 年 10 月 17 日（火）11 時 00 分  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当 瀧澤）  
〒164 - 8721 東京都中野区本町 1 - 32 - 2  
ハーモニータワー 8 階  
電話 050 - 3381 - 1573
- 4 契約予定日 平成 29 年 10 月下旬予定
- 5 履行期限 別添仕様書のとおり

## 6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。

## 7 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成 29 年 10 月 16 日（月）17 時までに F A X 又はメールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

- (1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面（別添「履行確約書」参照）  
・・ 1 部
- (2) 平成 28・29・30 年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」の写し  
・・ 1 部
- (3) 「結果通知書」（別添参照）・・ 1 部  
別添「結果通知書」に会社名、担当者名、F A X 番号、メールアドレスを記入して提出すること。
- (4) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」・・・・・・・・・・ 1 部  
表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳（できるだけ詳細に単価、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額を記載すること。）を記載し、入札者が署名又は記名押印を行

うこと。

- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」(別添参照) . . . . . 1部  
提出期限 平成29年10月10日(火)17時00分  
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課(担当:瀧澤)  
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
電話 050-3381-1573

8 入札書は以下に掲げる用紙(入札書及び入札単価明細書一式)を使用し、前記3の入札日時及び場所において、持参して提出すること。

- (1) 入札実行者が入札者本人(法人の場合は代表者)の場合、「入札書(本人用)」「入札単価明細書」(別添参照)  
(2) 入札実行者が入札者本人(法人の場合は代表者)の代理人の場合、「入札書(代理人用)」「入札単価明細書」(別添参照)

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人(法人の場合は代表者)が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人(法人の場合は代表者)以外の者が入札するときは、入札者本人(法人の場合は代表者)から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

11 入札金額は、冒頭に¥記号を必ず記入し、別添の入札単価明細書を基に算出した総価を記入すること。

落札後における契約締結に当たっては、入札単価明細書に記載された単価額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって単価契約とする。

12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない入札者による入札  
(2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの  
(3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの  
(4) 入札金額とその入札単価明細書の金額が合致しないもの  
(5) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの  
(6) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの  
(7) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合  
(8) その他入札に関する条件に違反したもの

13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。

なお、提出前に入札書の記載事項(金額、数量、単価は除く。)を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

14 開札は、入札実行者の面前で行う。

- 15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- 16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を中止する。
- 17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。  
なお、開札時刻に遅れた者は、入札参加資格を失うものとする。
- 19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。
- 20 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- 21 本件入札等に関する質問については、後記質問書提出期限までに後記 22 の担当者宛てに質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。  
質問書提出期限 平成 29 年 9 月 26 日（火）17 時 00 分  
質問書回答期限 平成 29 年 10 月 3 日（火）17 時 00 分
- 22 本件入札に関する問合せ先  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：瀧澤）  
〒164 - 8721 東京都中野区本町 1 - 32 - 2 ハーモニータワー 8 階  
電話 番 号 : 050-3381-1573  
E - m a i l : zaimukaikei@houterasu.or.jp

# 弁護士賠償責任保険の仕様書

## 1 保険契約の対象となる業務

- (1) 被保険者となる日本司法支援センターに所属する常勤弁護士が、弁護士の資格に基づいて行う業務を包括的に対象とするものとする。
- (2) 対象となる業務には、日本司法支援センターに所属する常勤弁護士が後見人・保佐人・相続財産管理人・清算人・管財人等として行う法律事務も含まれる。
- (3) 日本司法支援センターの法律事務所に所属する職員が履行補助者として行った業務に過失があり、被保険者が対外的に損害賠償責任を負う場合も、本保険の対象とする。
- (4) 日本司法支援センターに所属する常勤弁護士（養成中の者を除く。）が未成年後見人として法律事務を行った場合において、未成年被後見人の行為により、被保険者が対外的に損害賠償責任を負う場合も、本保険の対象とする。
- (5) 日本司法支援センターに所属する常勤弁護士（養成中の者を除く。）が成年後見人として法律事務を行った場合において、成年被後見人の行為により、被保険者が対外的に損害賠償責任を負う場合も、本保険の対象とする。

## 2 保険期間

平成29年11月1日午後4時から平成30年11月1日午後4時までの間

## 3 被保険者

- (1) 日本司法支援センター
- (2) 日本司法支援センターに所属する常勤弁護士

## 4 保険補償内容

- (1) 常勤弁護士（弁護士の資格に基づいて業務を行っていない者及び養成中の者を除く。）  
てん補限度額：1事故1億円、保険期間中3億円  
人 数：常勤弁護士183人
- (2) 養成中の常勤弁護士及び法律事務所に所属する職員  
てん補限度額：1事故5千万円、保険期間中1億5千万円  
人 数：養成中の常勤弁護士21人・職員197人

## 5 本保険の概要

- (1) 弁護士が弁護士資格に基づく業務遂行に起因して、他人に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を支払うものとする。
- (2) 対象となる損害は、被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬及び損

害防止軽減手段を講じたことによって要した費用とする。

- (3) 本保険は、被保険者が保険期間中に遂行した業務に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものとする。ただし、損害賠償請求が保険期間終了後5年以内に日本国内でなされた場合に限る。

## 6 保険金支払の対象とならない事項

- (1) 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特約がある場合においてその特約によって加重された責任
- (2) 被保険者が公務員として職務上遂行した業務
- (3) 第三者の身体の傷害又は財物の損壊（証拠書類、証拠物の損壊及び執行行為に付随して生じた財物の損壊に起因する賠償責任については除く。）
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (5) 地震、噴火、洪水、高潮又は津波等の天災
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (7) 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するに当たり、又は自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領又は背任行為に起因する賠償責任
- (8) 被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除く。）又は当該行為が法令に反すること若しくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む。）行った行為（不作為を含む。）に起因する賠償責任
- (9) 特許権、著作権又は商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- (10) 名誉き損又は秘密漏えいに起因する賠償責任
- (11) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (12) 保険契約締結の当時、保険契約者又は被保険者が、保険期間開始前に発生した原因又は事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求が提起されるおそれがあることを知っていた場合若しくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因又は事由によって生じた賠償責任

## 7 前記4に定める常勤弁護士及び職員の人数の増減について

日本司法支援センターが始期に暫定保険料を支払い、前記4に定める常勤弁護士及び職員の人数に変更があった場合には、変更があった月の翌月（一定日）にその人数を報告し、期末に1か月ごとの人数を足したものを12か月で除した平均値（小数点以下切り捨て）を確定保険料とすることで、期末にまとめて精算を行う（「期末精算方式」保険料の精算は期末に一括で行う。）こととする。

(例)

契約時点（契約日11月1日） 100人

11月～翌年2月 100人

3月、4月 110人

5月～8月 130人

9月、10月 140人

$((100 \times 4) + (110 \times 2) + (130 \times 4) + (140 \times 2)) \div 12 \text{か月} = 118.3 \rightarrow 118 \text{人}$

$118 - 100 = 18 \text{人} \leftarrow \text{確定精算}$

## 8 機密保持

- (1) 日本司法支援センターが提供した全ての情報を第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- (2) 知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめ日本司法支援センターの承認を得ること。
- (3) その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

## 9 実績

- (1) 入札公告日までの過去10年間において、弁護士賠償責任保険に係る保険金の支払状況は下記のとおり。
  - ・平成22年度 1件 6万円
  - ・平成24年度 3件 330万円
  - ・平成25年度 1件 17万円
- (2) 入札公告日現在において、同保険金の未払はない。

## 10 その他

- (1) 本件業務を請け負った者は、業務の全部を他の者に委託してはならない。ただし、請け負った側において業務の一部を委託する必要があると判断した場合は、その可否についてあらかじめ日本司法支援センターの判断を求めなければならない。
- (2) 本仕様に特に定めのない事項については、その都度両者で協議して定める。



## 仕様書に関する質問について

質問期限 平成 29 年 9 月 26 日（火）17 時 00 分  
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）  
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当 瀧澤）  
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058  
E-mail zaimukaikei@houterasu.or.jp

提出方法 電子メール（エクセルファイル）による。  
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付してください。  
【入札】「弁護士賠償責任保険 仕様書に関する質問について」〇〇社

### 記

### 質 問 書

『弁護士賠償責任保険契約一式』

日 付 平成 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書 1 (1)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本工業規格 A 列 4 番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【参考】

履 行 確 約 書 (例)

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 29 年 9 月 12 日公告の「弁護士賠償責任保険契約一式」に係る入札に関する仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者

印

会 社 名  
担当者氏名 様  
( F A X 番号 )  
( E - m a i l )

日本司法支援センター

## 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました「弁護士賠償責任保険契約一式」の入札参加資格に関する審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

日本司法支援センター総務部財務会計課（担当：瀧澤）  
東京都中野区本町 1 - 32 - 2 ハーモニータワー 8 階  
電話 050 - 3381 - 1573

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

# 入 札 書

(本人用)

入札物件名

弁護士賠償責任保険契約一式

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

# 入札書

(代理人用)

入札物件名

弁護士賠償責任保険契約一式

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金									

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

# 弁護士賠償責任保険入札単価明細書

会社名 \_\_\_\_\_

## 契約時保険料

職 種	保険料単価(1人当たり)(円)	人数(人)	金額(保険料単価×人数)(円)
常勤弁護士(弁護士の資格に基づいて業務を行っていない者及び養成中の者を除く。)		183	
養成中の常勤弁護士		21	
法律事務所に所属する職員		197	
合 計			

# 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を「弁護士賠償責任保険契約一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人 使用印鑑



## 契 約 書

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり「弁護士賠償責任保険契約一式」に係る契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、乙が、被保険者が弁護士法に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補することを目的とする。なお、本契約に定めのない事項については、別添仕様書に基づき行う。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、平成29年11月1日午後4時から平成30年11月1日午後4時までとする。

### （被保険者）

第3条 被保険者は、別添仕様書のとおりとする。

### （保険契約の対象となる業務）

第4条 保険契約の対象となる業務は、別添仕様書のとおりとする。

### （保険補償内容）

第5条 保険補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤弁護士（弁護士の資格に基づいて業務を行っていない者及び養成中の者を除く。）

てん補限度額：1事故1億円、保険期間中3億円

- (2) 養成中の常勤弁護士及び法律事務所に所属する職員

てん補限度額：1事故5千万円、保険期間中1億5千万円

### （保険料契約単価）

第6条 保険料契約単価は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |   |       |        |
|---|-------|--------|
| (1) 常勤弁護士（弁護士の資格に基づいて業務を行っていない者及び養成中の者を除く。） | 1人当たり | 金●●●●円 |
| (2) 養成中の常勤弁護士                               | 1人当たり | 金●●●●円 |
| (3) 法律事務所に所属する職員                            | 1人当たり | 金●●●●円 |

（保険料の概算と精算）

第7条 契約期間開始前に、前条に規定される単価に別添仕様書に基づく常勤弁護士及び職員の人数を乗じることにより概算保険料を算出し、甲は、乙に対し、その概算保険料を支払う。

- 2 甲は、契約期間中に別添仕様書に基づく常勤弁護士及び職員の人数に変更があった場合、変更があった月の翌月にその人数を乙に報告し、乙は、期末にまとめて精算・異動を行う「期末精算方式」（保険料の精算は期末に一括で行う。）をとる。

（保険期間と保険責任の関係）

第8条 乙は、被保険者が、保険期間中に遂行した業務に起因して、保険期間中又は保険期間終了後5年以内に、日本国内において損害賠償を請求された場合に限り、損害をてん補する。

（免責）

第9条 乙は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げるいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

- (1) 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特約がある場合においてその特約によって加重された責任
- (2) 被保険者が公務員としての職務上遂行した業務
- (3) 第三者の身体の傷害又は財物の損壊（証拠書類、証拠物の損壊及び執行行為に付随して生じた財物の損壊に起因する賠償責任については除く。）
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

- (5) 地震、噴火、洪水、高潮又は津波等の天災
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (7) 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するに当たり、又は自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領又は背任行為に起因する賠償責任
- (8) 被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除く。）又は当該行為が法令に反すること若しくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む。）行った行為（不作為を含む。）に起因する賠償責任
- (9) 特許権、著作権又は商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- (10) 名誉き損又は秘密漏えいに起因する賠償責任
- (11) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (12) 保険契約締結の当時、保険契約者又は被保険者が、保険期間開始前に発生した原因又は事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求が提起されるおそれがあることを知っていた場合若しくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因又は事由によって生じた賠償責任

（委託又は下請負）

第 10 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲に対し、この契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

（記録の完備）

第 11 条 被保険者は、業務遂行に当たり、業務遂行に関する記録を備えておく。

- 2 被保険者が、正当な理由がなくて前項の義務を怠ったときは、乙は、前項の記録を備えていない業務に起因して生じた損害をてん補しない。

(賠償の解決における被保険者の同意)

第12条 乙が損害賠償責任の有無又はその額について被害者と協定しようとするときは、乙は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとする。

2 被保険者が、正当な理由がなくて前項に定める同意をしない場合には、乙がてん補すべき損害の額は、次の各号に掲げる額の合算額を限度として算定する。

(1) 被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出については、被保険者が前項の同意をしたならば賠償債務の額として確定したと認められる額

(2) 費用の支払については、乙が前項の同意を求めた時までに発生した額

(弁護士を選任)

第13条 被保険者は、損害賠償請求に関し、訴訟、仲裁、和解又は調停の手続を行うときは、自ら弁護士を代理人として選任することができる。

2 乙は、被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬及び損害防止軽減手段を講じたことによって要した費用の支払の同意をする場合において、代理人である弁護士の選任については、被保険者の決定のとおり同意する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

(1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明

したときは、速やかに甲に報告するとともに、被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずること。

(4) この契約による業務を終了するときは、保有個人情報記録されている媒体を甲に返却し、外部への送付又は持ち出しをしないこと。

#### (権利譲渡等の禁止)

第 16 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (契約の解除)

第 17 条 甲又は乙のいずれかが本契約条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (損害賠償)

第 18 条 乙が本契約条項に違反し契約が解除されたことによって、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、甲乙が協議して定める。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第 19 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙の協議により処理する。

(契約保証金)

第22条 この契約に関しては、契約保証金の納付を免除する。

上記契約の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成29年10月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター  
理事長 宮崎 誠

乙